

香芝市道路反射鏡(カーブミラー)設置基準

香芝市 都市創造部 公園道路管理課

令和5年4月1日 規定

1, はじめに

見通しの悪い交差点やカーブにおいて、本来であれば道路構造を改良することが望ましいですが、多額の費用と長い期間を要することから、このような箇所には自治会からの要望を受け道路反射鏡(以下、カーブミラーという)の新設を進めてきました。

しかし近年、カーブミラーの過信による事故の増加や、乱立するカーブミラーの維持管理費用の増大が問題となってきております。よって本市では、新たにカーブミラーの設置基準を設けました。今後自治会からのカーブミラーの新設、維持管理要望に対しては、この基準に沿った審査のうえ決定します。

2, カーブミラーの特性

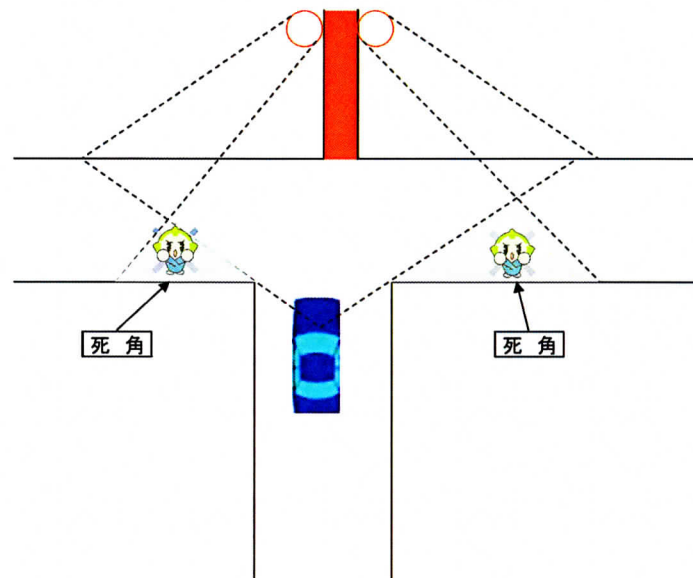
交差点やカーブにおける安全確認は、運転者自身による直接目視が原則です。しかし、障害物等が原因で見通しが悪い箇所には、あくまでも補助設備としてカーブミラーが存在します。カーブミラーを設置することにより、以下のようなメリット、デメリットがあります。

【メリット】

- ① カーブミラーの設置は、道路構造の改良に比べて工事費や工事期間を抑えられることから、早期の安全対策に繋がる。
- ② カーブミラーが設置されていることにより、視距が足りない危険箇所であると認識できる。

【デメリット】

- ① 下図のとおり、カーブミラーでは見えない部分(死角)が存在するため、死角に隠れた歩行者等の発見が遅れることがある。





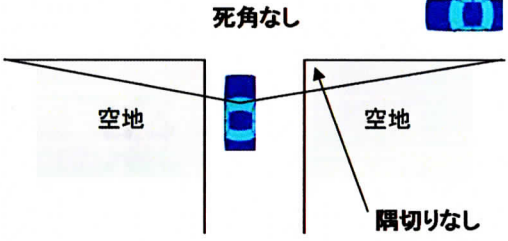
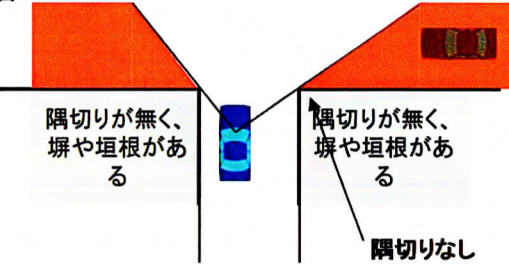
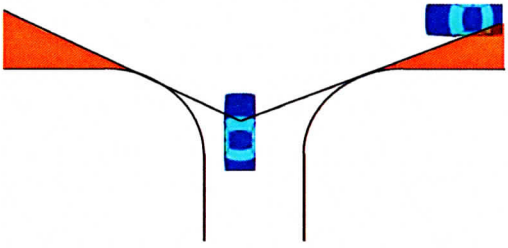
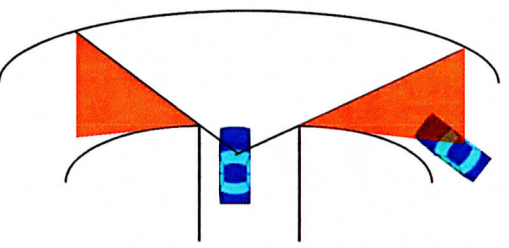
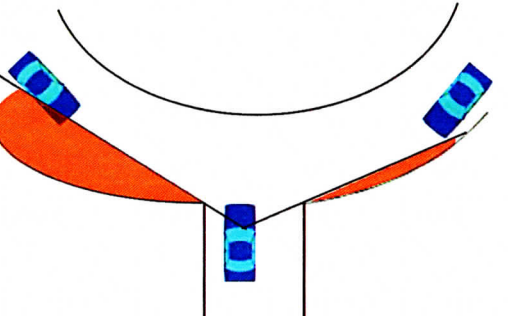
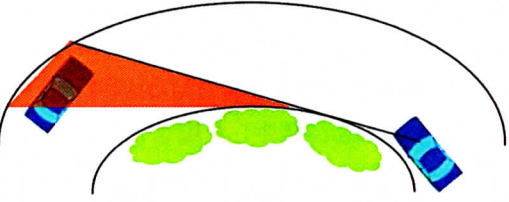
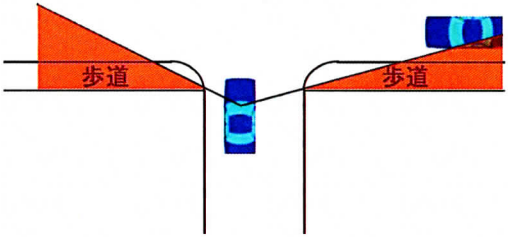
- ② 接近する車が無いことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③ カーブミラーに映る車は実際よりも小さく見えるため遠方に感じやすい。そのため、速度感や距離感をつかみづらい。
- ④ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥の判断に混乱を招きやすい。

3. カーブミラーの設置基準について

カーブミラーは、原則として自治会からの要望に対して設置します。しかし、カーブミラーには前記のような特性があるため、現地を調査し、直接目視での安全確認が可能な箇所については設置要望に沿えないことがあります。

また、カーブミラーを設置することにより、本来の実施義務である一時停止や徐行をせずに交差点に進入し、その結果事故につながるケースもあります。カーブミラーは、自動車ではなく歩行者等の安全を最優先しているため、通学路や高齢者施設が付近にある道路等、直接目視が困難でも歩行者等への危険性が危惧される箇所については、設置を見送る場合があります。

(1) 交差点などにおける一般的な設置判断基準

 設置できないと判断する場合 (法令等により安全に通行できる箇所)	 設置を検討する場合
<p>① 空地等により見通しが確保されている場合</p> <p>死角なし</p> 	<p>① 民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合</p> 
<p>② 隅切りがあり見通しが確保されている場合</p> 	<p>② 内側へのカーブで見通しが確保できない場合</p> 
<p>③ 外側へのカーブで見通しが確保されている場合</p> 	<p>③ 急カーブで見通しが確保できない場合</p> 
<p>④ 歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合</p> 	

(2)カーブミラーを設置しない場所

- ① 市道と私道との交差点及び私道内(図1)
- ② 個人宅や事業所、施設等からの出入口(図2)

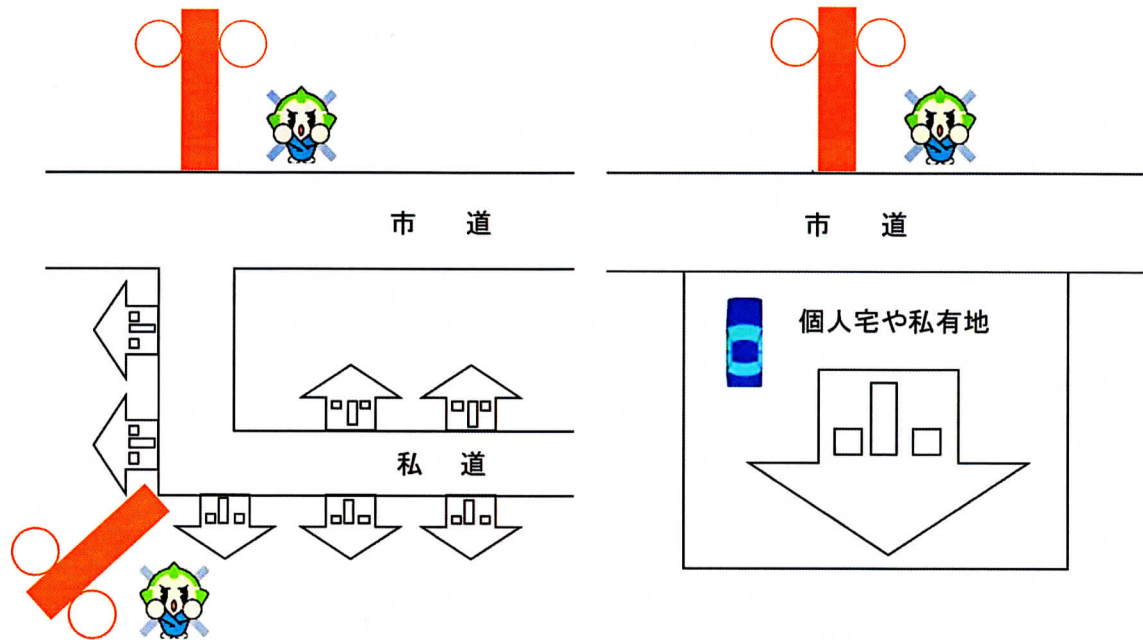


図 1

図 2

- ③ 「止まれ」や「徐行」等、道路交通法により規制がある交差点

カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置前より事故の発生が危惧されることから、原則設置しません。ただし、きわめて見通しの悪い箇所においてはカーブミラーを設置する場合がありますが、その箇所において一時停止や徐行義務を怠ったことが原因で事故が発生した場合は、カーブミラーの撤去を検討します。

- ④ 駐車場における自動車などの可動物が原因で見通しが悪い場所

見通しの悪い時間が一時的なため設置しません。

- ⑤ 法定外公共物どうしの交差点、市道と法定外公共物との交差点

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため設置しません。

※事故の発生はカーブミラーの設置要件に該当しません。事故は運転者自身の責任であり、安全運転を行う義務があります。またカーブミラーが設置されていなかったという理由で、市が責任を負うことは一切ありません。

4, 設置条件について

- ① 設置箇所は道路用地内とします。
- ② 近隣の同意書が必要です。(設置箇所に隣接する土地所有者、カーブミラーに映り込みが予想される住居や施設等)

5, カーブミラー設置後及び既存カーブミラーの維持管理について

- ① 出入口等の変更等、自己都合により公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合は、管理者の判断のもと自費工事となります。
- ② カーブミラーが劣化、損傷、破損した場合、角度調整やミラーの交換などの維持管理により必要な視認性を確保できる場合、継続して使用します。また、継続使用が不可能なほどの著しい劣化や破損の場合、再設置を検討しますが、接触等が原因の場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できていないと判断し撤去も検討します。

6, カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置にはメリット、デメリットがありますので、地域の総意が必要と考えております。よって、お住まいの自治会を通して担当課へ要望頂きますようお願いいたします。また、自治会におかれましてはカーブミラーを設置することによる危険性に十分ご留意頂きますようお願いいたします。